



第1章

# 基本的事項



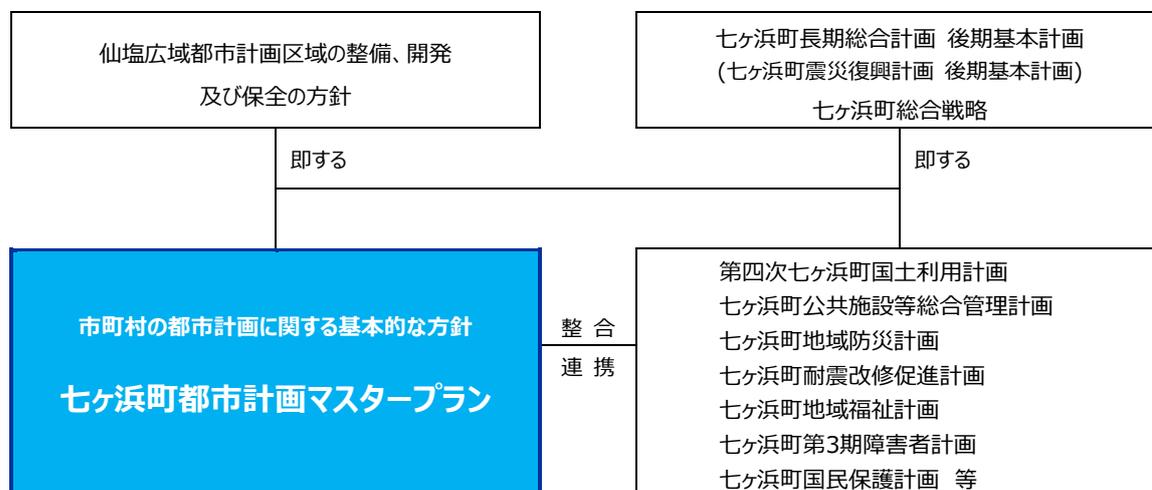
# 第 1 章 基本的事項

## 1-1 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定める法定の方針です。都市計画マスタープランでは、地域の生活像や産業構造、都市交通、自然的環境等に関する現況及び動向を勘案した上で、まちづくりの将来ビジョンを確立し、長期的・総合的な視点から土地利用や都市施設といった都市計画の方針を明らかにします。

七ヶ浜町都市計画マスタープラン（以下、「七ヶ浜町都市MP」といいます）は、都市計画法第6条の2に基づき宮城県が広域的な観点から都市計画の方針を定める「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と七ヶ浜町（以下、「本町」といいます）が策定する「七ヶ浜町長期総合計画」を上位計画として、これらに即すとともに、各種の関連計画と整合を図りつつまちづくりの方針として定めます。

### □七ヶ浜町都市計画マスタープランの位置づけ





## 1-2 改定の背景・目的

本町では、1992年（H4）の都市計画法改正により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」が規定された後、1995年（H7）3月に七ヶ浜町都市MPを策定しています。この当初計画は、策定から概ね20年後の2014年（H26）を見据えたまちづくりの方針を示しており、本町では、この計画に基づき増加人口の受け皿となる汐見台団地（汐見台南）の造成・分譲、役場から七ヶ浜国際村にかけての教育・文化・スポーツ施設等の整備による拠点の形成を進めてきました。しかし、この間には人口増加が沈静化し、また、まちづくりにおいては環境負荷の低減や行政主導から住民との協働といった新たな視点が重要視されるようになりました。

こうした社会情勢の変化を踏まえつつ、当初計画の改定を予定していた矢先、2011年（H23）3月に東日本大震災が発生しました。町域の36.4%が津波浸水の被害を受けた本町では、早期復旧・再建を目指すため、同年12月に「七ヶ浜町震災復興計画」を策定し、住民の皆さんと話し合いを重ねながら、着実に復興事業を進めてきました。また、2015年（H27）7月には震災復興計画を包括した「七ヶ浜町長期総合計画（後期基本計画）」を策定し、新たなまちづくりの指針のもとで町政運営を進めてきました。

そして今日、復興事業が概ね収束を迎え、新たな都市基盤が整備されつつあるなか、本格的な人口減少社会・少子高齢社会の到来、地域公共交通の充実、社会資本の“整備”から“維持管理”への考え方の変革等、まちを取り巻く様々な環境の変化を受け、次の20年を見据えながら当初計画を抜本的に改定することとしました。



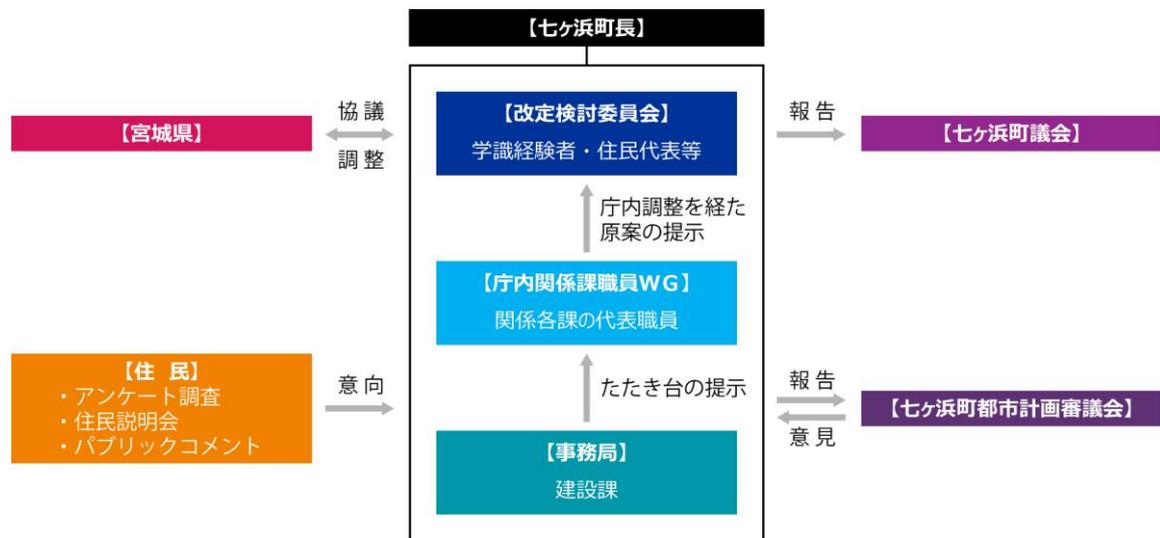


## 1-4 計画の策定体制・構成

七ヶ浜町都市MPは、まちの現況や特性をまとめ、まちづくりの課題を整理する「現況資料編」及び「住民アンケート調査」の結果を踏まえつつ、庁内関係課からなるワーキンググループ（WG）や学識経験者・住民代表等からなる改定検討委員会等での検討・協議を経て策定します。

また、七ヶ浜町都市MPは、大きく「全体構想」及び「実現化方針」で構成します。

### □七ヶ浜町都市計画マスタープランの策定体制



### □七ヶ浜町都市計画マスタープランの構成

